

令和7年度

松阪市重層的支援体制整備事業 実施計画

地域の絆と支援の輪で

いきいきと自分らしく暮らせるまち松阪

松阪市健康福祉部健康福祉総務課



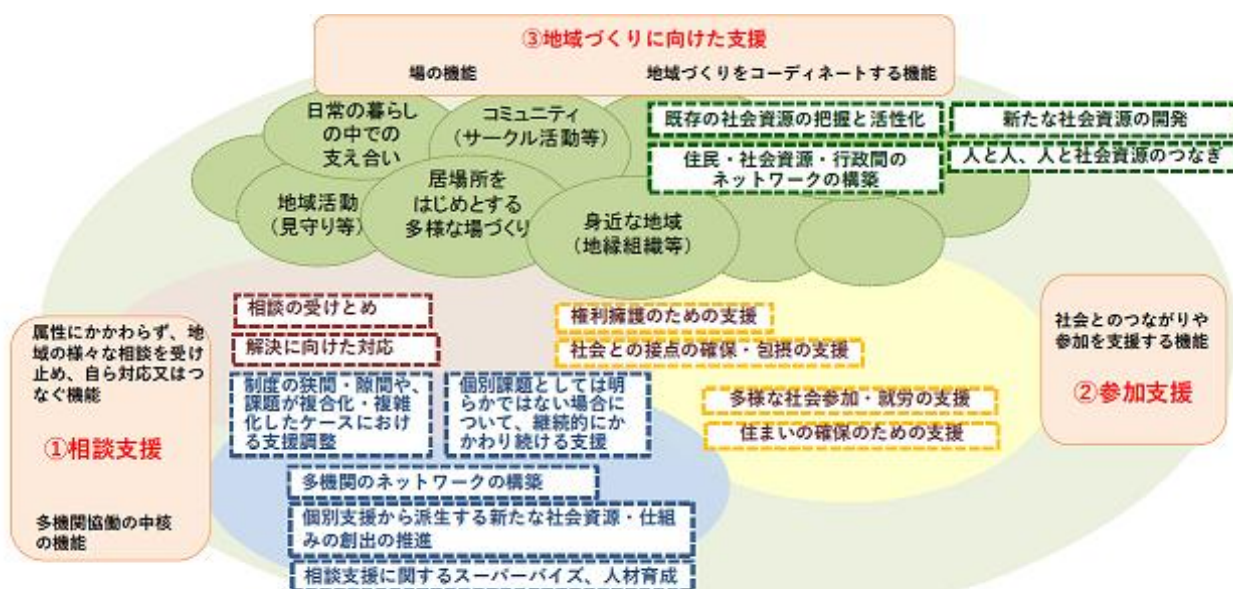
I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

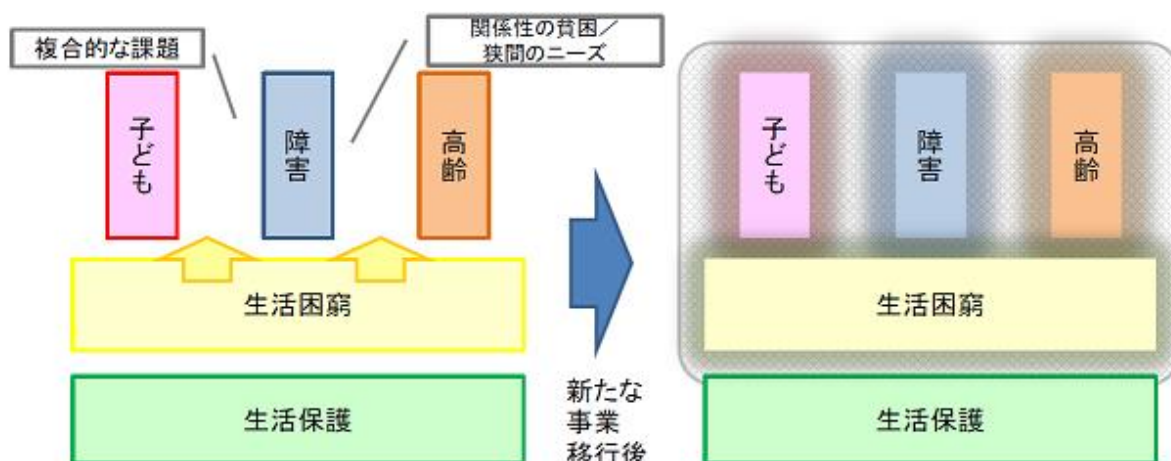
少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化する中、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。

そこで、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現するため、令和2年6月の社会福祉法(以下「法」という)改正により、令和3年4月1日に重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した地域住民の課題に対応するため、市町村において支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける包括的な支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。



8



16

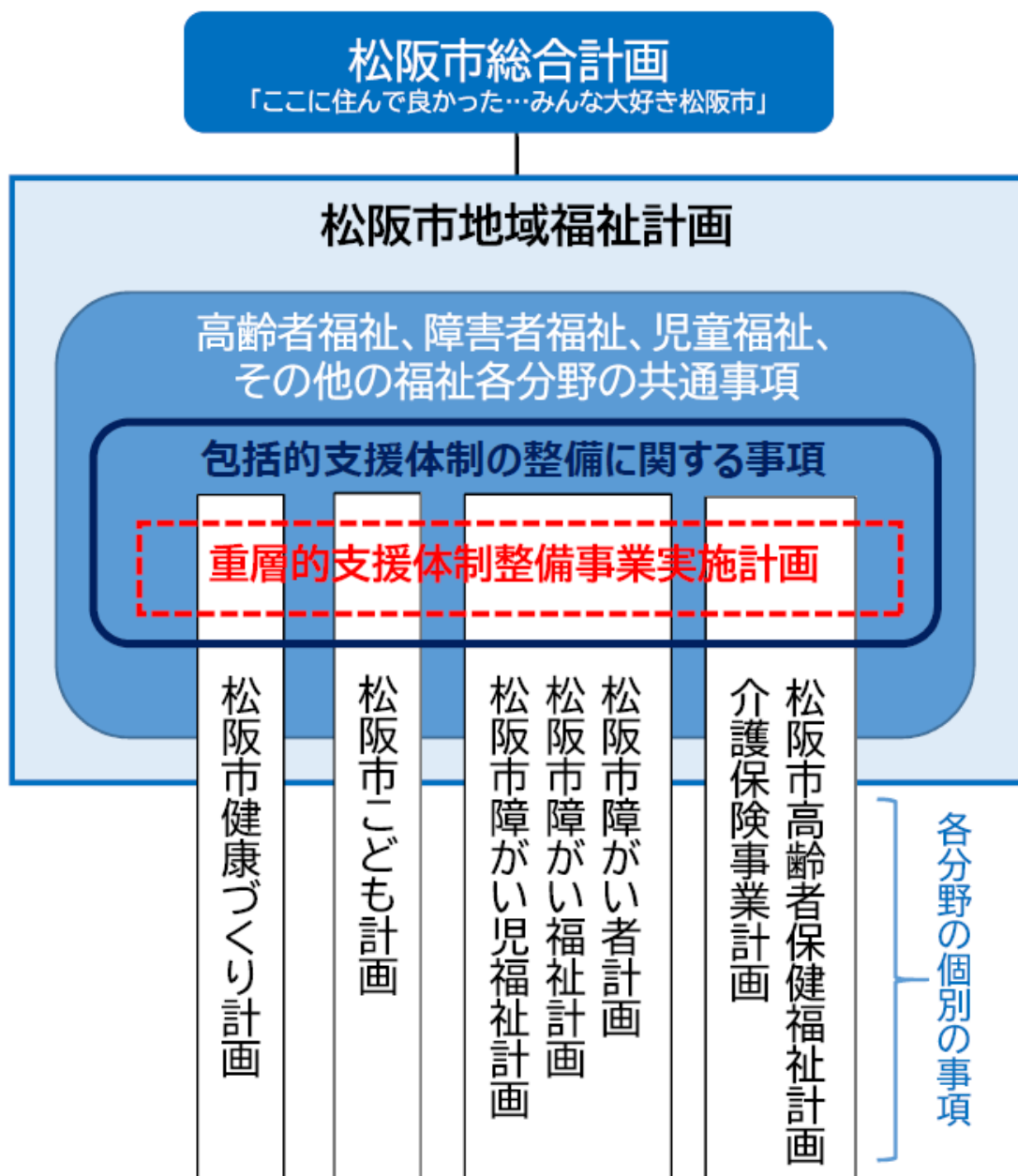
本市では、この社会福祉法の改正を受け、令和3年4月より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始し、令和5年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しています。

この事業の取組を適切かつ効果的にするため、具体的な取組を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

この実施計画(以下「本計画」という。)は、重層的支援体制整備事業の具体的な支援体制に関する事項について、法第106条の5の規定により定めたものです。

本計画は、上位計画である「第4期松阪市地域福祉計画(令和5年度～令和9年度)」の基本理念、基本目標を共有し、また、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉各分野の計画における包括的支援体制の整備に関する事項について、それぞれの計画の施策の方向性に基づき、調和のとれた取組を進めます。



3. 計画期間

本計画の実施期間は1年間とします。

なお、第4期松阪市地域福祉計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画ですが、本計画は事業実施の具体的な内容であるため、毎年度実績等を勘案し毎年度見直しを行います。

計画名	計画期間	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
松阪市総合計画（基本構想）	10年									
（基本計画）	4年									
松阪市地域福祉計画	5年	第3期	第4期					第5期(R14まで)		
重層的支援体制整備事業 実施計画	1年									
松阪市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	3年	第8期	第9期			第10期				
松阪市障がい者計画	6年	第5期					第6期(R13まで)			
松阪市障がい福祉計画	3年	第6期	第7期			第8期				
松阪市障がい児福祉計画	3年	第2期	第3期			第4期				
松阪市こども計画	5年	第2期			第3期					
松阪市健康づくり計画	6年	第2次	第3次							

II. 松阪市における重層的支援体制整備事業の実施体制

1. 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像

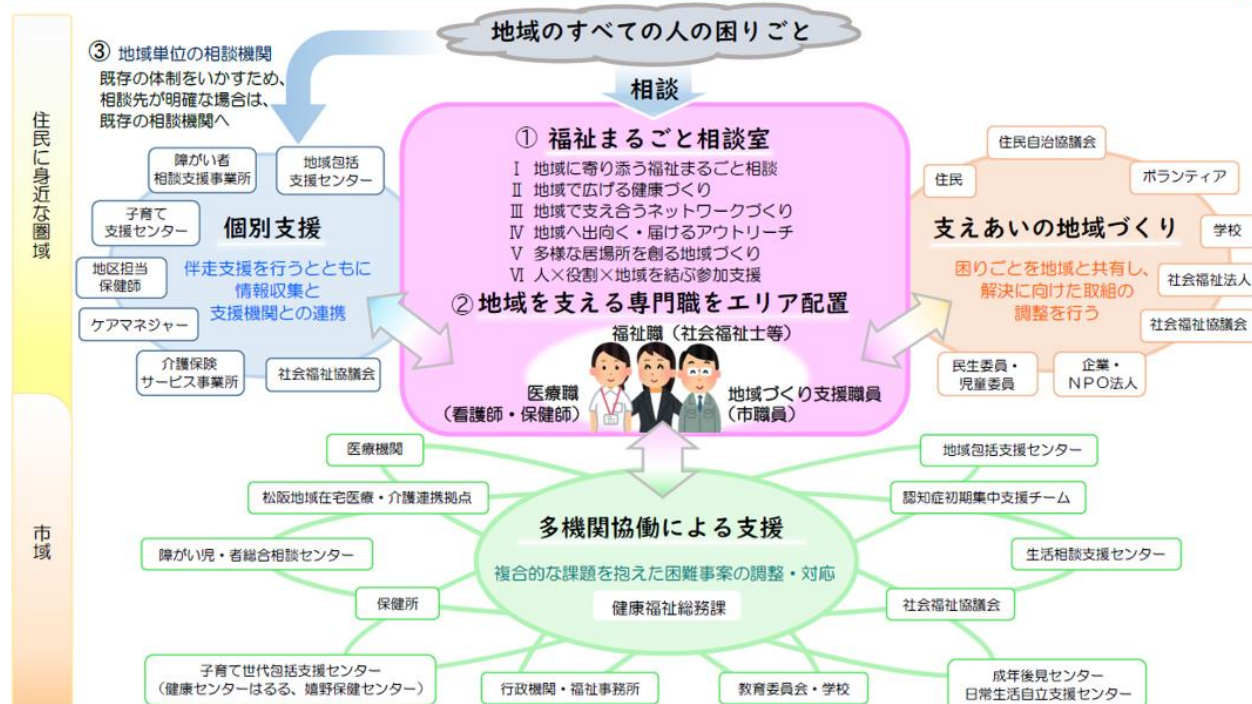
現在、本市では、市役所本庁や地域振興局、地区市民センター等において、市民の困りごとや相談を受け止め対応していますが、分野別の窓口だけでは対応困難なケースも多くあります。

令和4年度からは、福祉まるごと相談室（健康と福祉の身近な相談窓口）を概ね中学校区に設置していくことで、身近な地域で相談を受け止め、地域、行政、専門職等が連携して地域で支えあう体制づくりを進めています。

令和3年度から分野横断的かつ包括的な相談・支援体制の構築を目的として、多機関協働事業を松阪市社会福祉協議会に委託しておりましたが、令和6年度より直営で支援関係機関を繋ぐコーディネート業務を行っています。

松阪市における包括的支援体制（イメージ）～地域の絆と支援の輪で、いきいきと自分らしく暮らせるまち松阪～

- ① 「地域」で受け止める『福祉まるごと相談室』を市内全域に設置。（概ね中学校区・日常生活圏域を基本）
- ② 健康づくり、地域福祉活動、地域づくり支援として医療職・福祉職・地域づくり支援職員をエリア配置。
- ③ 相談機能の集約ではなく、既存の体制を活用。



2. 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援事業

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・ 支援機関のネットワークで対応する
- ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

事業等	内 容
地域包括支援センターの運営 (介護) 法第106条の4 第2項第1号のイ	【実施内容】 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが総合的な相談に応じ、高齢者の権利擁護、地域における連携・協働の体制づくり、介護予防に必要な援助などを行う。 【支援対象者】 主に65歳以上の高齢者及びその家族等 【実施形態】 委託(高齢者支援課が所管) 【設置箇所数】 5か所 【実施機関】 第一地域包括支援センター(公益社団法人 松阪地区医師会) 第二地域包括支援センター(社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会) 第三地域包括支援センター(社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会) 第四地域包括支援センター(医療法人社団 嘉祥会) 第五地域包括支援センター(社会福祉法人 太陽の里) 【目標数値】 相談対応件数:4,100 件(R7)
相談支援事業 (障がい) 法第106条の4 第2項第1号のロ	【実施内容】 障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための必要な援助など総合的な相談支援を行う。 【支援対象者】 障がい児・者及びその家族等 【実施形態】 委託(障がい福祉課が所管) 【設置箇所数】 1か所 【実施機関】 障がい児・者総合相談センター マーベル(社会福祉法人 愛恵会) 【目標数値】 相談対応件数:1,200 件(R7)
利用者支援事業 (子ども) 法第106条の4	【実施内容】 子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の必要な支援を選択して円滑に利用できるように身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに関係機関との連絡調整、連携・共同の体制づくり等を行います。

第2項第1号のハ	①基本型では、市内の子育て支援センター2か所で子育て家庭に寄り添った相談・支援を行います。 【支援対象】 子育て家庭 【実施形態】 直営(こども未来課が所管) 【設置個所数】 2か所 【実施機関】 子育て支援センターふれんず(第三小学校内ふれあい会館) 子育て支援センター森のくまさん 【目標数値】 子育て支援センター保育コンシェルジュ対応件数 30 人(R7) ②特定型では、市役所内でこども未来課の保育コンシェルジュが、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における幼稚園・保育園などの施設や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。 【支援対象】 子育て家庭 【実施形態】 直営(こども未来課が所管) 【設置個所数】 1か所 【実施機関】 松阪市役所 こども未来課 【目標数値】 こども未来課保育コンシェルジュ対応件数 2,600 人(R7) ③こども家庭センター型では、母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び健康増進に関する包括的な支援を行います。また、全てのこどもと家庭に対して児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。 【支援対象】 妊婦、18 歳未満のこども及びその家族等 【実施形態】 直営(こども家庭センターが所管) 【設置個所数】 1 か所 【実施機関】 こども家庭センター(健康センターはるる) 【目標数値】 こども家庭センター利用者数 18,000 人(R7) ④妊婦等包括相談支援事業型では、妊娠時面談から保健師等の専門職が出産・育児等の見通しを持てるように面談し、情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。 【支援対象】 妊婦及び産婦とその家族等 【実施形態】 直営(こども家庭センター、嬉野保健センターが所管) 【設置個所数】 2か所 【実施機関】 こども家庭センター(健康センターはるる)、嬉野保健センター 【目標数値】 保健師による妊娠届出時面談実施率 100%(R7)
----------	--

(3)地域づくり事業

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

事業等	内 容
地域介護予防活動支援事業 (介護) 法第106条の4 第2項第3号のイ	【実施内容】 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、全ての高齢者が一緒に参加できる自主的な集いの場づくりを支援する。 住民主体の集いの場が継続できるよう、介護予防に関するサポーターを養成する。 ※集いの場 119か所（令和7年3月末時点） 【実施形態】 直営、委託（高齢者支援課が所管） 【実施機関】 第一地域包括支援センター（公益社団法人 松阪地区医師会） 第二地域包括支援センター（社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会） 第三地域包括支援センター（社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会） 第四地域包括支援センター（医療法人社団 嘉祥会） 第五地域包括支援センター（社会福祉法人 太陽の里） 松阪市高齢者支援課 【目標数値】 介護予防いきいきサポーターの養成人数：870 人（R7）
生活支援体制整備事業 (介護) 法第106条の4 第2項第3号のロ	【実施内容】 ボランティアや NPO、民間企業など多様な主体と連携し、生活支援や介護予防サービスを提供する体制の構築を目指し、既存資源の発掘や資源の創出、担い手の養成、地域のネットワーク形成などを行う生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに各 1 名ずつ配置して、支え合いの地域づくりを推進する。 【実施形態】 直営、委託（高齢者支援課が所管） 【実施機関】 第一地域包括支援センター（公益社団法人 松阪地区医師会） 第二地域包括支援センター（社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会） 第三地域包括支援センター（社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会） 第四地域包括支援センター（医療法人社団 嘉祥会） 第五地域包括支援センター（社会福祉法人 太陽の里） 松阪市高齢者支援課 【目標数値】 地域資源の紹介機関紙の発行：3 回（R7）

地域活動支援 センター機能 強化事業 (障がい) 法第106条の4 第2項第3号のハ	【実施内容】 松阪デイケア、こだまバレークラブ、こだまカラオケクラブ、こだま音楽クラブにおいて、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援する。 【実施形態】 委託(障がい福祉課が所管) 【実施機関】 地域活動支援センター こだま(社会福祉法人愛恵会) 【目標数値】 精神デイケア利用延べ人数 65人(R7) こだまクラブ活動利用者数 300人(R7)
地域子育て支援 拠点事業 (子ども) 法第106条の4 第2項第3号のニ	【実施内容】 未就園の乳幼児を育てる保護者が相互の交流を行う子育て支援拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、関係機関と連携を図りながら、地域の子育て機能の充実及び育児不安等の緩和につなげる。 【実施形態】 直営、委託(こども未来課が所管) 【設置箇所数】 12か所(令和7年3月末時点) 【実施機関】 委託(8か所) ①じゃれっこひろば(社会福祉法人 みどり福祉会) ②いきいきわくわく子育てひろば(社会福祉法人 久保福祉会) ③さくらキッズ(社会福祉法人 慈徳会) ④なかよし広場(社会福祉法人 山室山福祉会) ⑤わくわくの森(社会福祉法人 洗心福祉会) ⑥こどもセンターわかすぎ(社会福祉法人 清翠会) ⑦こどもセンターわかすぎ第二(社会福祉法人 清翠会) ⑧こどもセンターわかすぎ第三(社会福祉法人 清翠会) 直営(4か所) ①ふれんず ②森のくまさん ③げんきっこ ④かんがるー 【目標数値】 利用延べ人数:27,000人(R7)
生活困窮者支援 等のための地域 づくり事業 (生活困窮) 法第106条の4 第2項第3号	【実施内容】 地域住民のニーズ・生活課題の把握、地域住民の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり等を行い、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。 【実施形態】 委託(健康福祉総務課が所管) 【実施機関】 社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 (アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業と一体的に実施) 【目標数値】 地域づくりを推進するための小地域福祉活動助成金や共同募金などを活用した地域:43地区(R7)

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

事業等	内 容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 法第106条の4第2項第4号	【実施内容】 地域や支援機関とつながる中で情報収集や訪問により、支援が届いていない人に支援をつなげる。また、訪問支援など本人との信頼関係の構築に向けた継続的な支援を行う。個別支援だけでなく地域課題も把握し、地域づくり組織等と協働して課題解決に向けた取組を行う。 【実施形態】 委託(健康福祉総務課が所管) 【実施機関】 社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業、参加支援事業と一体的に実施) 【目標数値】 相談受付件数:300件(R7) プラン作成件数:10 件(R7)

(5)多機関協働事業

- ・ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・ 支援関係機関の役割分担を図る

事業等	内 容
多機関協働事業 法第106条の4第2項第5号	【実施内容】 複合的な課題を抱えた世帯や制度の狭間の人など、既存の相談支援機関では解決が難しいケースについて、関係機関での情報共有と整理、課題の明確化、役割分担を行い、多機関で協働してアプローチを行う。また、市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 【実施形態】 直営(健康福祉総務課が所管) 【実施機関】 松阪市健康福祉総務課 【目標数値】 重層的支援会議等の対応件数:18件(R7)

(6)地域共生社会の実現に向けた体制づくり

事業等	内 容
福祉まるごと 相談室 (健康と福祉の 身近な相談窓口)	【設置箇所数】10 か所(令和 7 年3月末時点) 【実施形態】委託又は直営(健康福祉総務課が所管) 【実施内容】身近な地域で相談を受け止める相談窓口を概ね中学校区に設置し、その相談窓口には福祉職、医療職、地域づくり支援職員を配置し、健康と福祉の総合相談、地域の困りごとの相談、地域における支え合い活動等を行う。 包括的相談支援のほか、参加支援、地域づくり、アウトリーチ等事業を併せて実施。 【実施機関】 鎌田福祉まるごと相談室…第四、港、松ヶ崎地区 委託(第四地域包括支援センター 医療法人社団 嘉祥会) 嬉野福祉まるごと相談室…嬉野地域 委託(第二地域包括支援センター 社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会) 飯高福祉まるごと相談室…飯高地域 委託(第三地域包括支援センター 社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会) 三雲福祉まるごと相談室…三雲地域 委託(第二地域包括支援センター 社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会) 飯南福祉まるごと相談室…飯南地域 委託(第三地域包括支援センター 社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会) 松尾・大河内・宇気郷福祉まるごと相談室…松尾、大河内、宇気郷地区 委託(第五地域包括支援センター 社会福祉法人 太陽の里) 中央・幸福福祉まるごと相談室…中央、幸地区 直営(松阪市健康福祉総務課) 神戸・徳和福祉まるごと相談室…神戸、徳和地区 直営(松阪市健康福祉総務課) 花岡福祉まるごと相談室…花岡地区 委託(第五地域包括支援センター 社会福祉法人 太陽の里) 東部福祉まるごと相談室 …朝見、掃水(櫛田)、漕代、西黒部、東黒部、機殿地区 委託(第四地域包括支援センター 医療法人社団 嘉祥会) 【令和 7 年度 新規開設計画】 (1)阿坂・伊勢寺・鈴の森福祉まるごと相談室 …阿坂・伊勢寺・鈴の森地区 (2)南部福祉まるごと相談室 …射和・茅広江・大石地区 (3)第二・東福祉まるごと相談室 …第二・東地区 【目標数値】 相談対応件数:4,300 件(R7)

IV. その他重層的支援体制整備事業を進めていくための様々な会議

重層的支援体制整備事業を進めていくにあたっては、庁内関係課での情報共有、連携のほか、支援関係機関との連携が必要です。

さらに、制度・分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を目指す意識づけ、方向性を共有し、地域の特性を活かした仕組みづくりの支援体制も必要です。

そこで、市では、以下のような会議を定期的又は必要に応じて開催していきます。

	会議名	目 的	構 成
1	重層的支援体制整備 庁内連携会議 [R3～]	重層的支援体制整備事業の実施及び推進を目的として、庁内連携を図ります。	8部局29課(所)
	重層的支援連携担当者 [R4～]	庁内において、連携担当者が相談者等に対し、世代や属性に関わらず、重層的支援体制を意識した対応が取り組めるように連携体制を図ります。	重層的支援体制整備庁内連携会議を構成する課の実務者
2	重層的支援ネットワーク 会議 [R4～]	包括的相談支援事業において、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぐことになるため、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できる体制が図れるようネットワークを構築します。	地域包括支援センター、生活相談支援センター、障がい児・者総合相談センター等の各支援機関及び庁内関係各課の実務者や専門職
3	地域まるごとサポート チーム 【各福祉まるごと相談室】 [R6～]	福祉・健康・地域づくりに関して、地域に関わりを持つ担当で、定期的に連携会議を実施し、地域のプラットフォームにて課題を抽出・情報共有をし、解決に向けた、取組みを行う。	福祉まるごと相談室、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市担当課(健康づくり課、地域づくり連携課、健康福祉総務課)
4	地域共生社会推進協議 会(仮) [未定]	地域共生社会の実現に向け、福祉の領域を越えて地域の様々な団体・資源とつながりづくりや仕組みづくり、理念の共有を行います。	各種団体などの代表者等